

2021年8月18日

国際会計基準審議会 御中

公開草案 (ED/2021/1) 「規制資産及び規制負債」に対するコメント

1. 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）は、2021年1月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の公開草案（ED/2021/1）「規制資産及び規制負債」（以下「本ED」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々は、料金規制の対象となる企業について、他のIFRS基準書の適用のみでは、財務諸表利用者に将来キャッシュ・フローの評価を行うのに十分な情報を提供しないとのIASBの懸念は共有するが、本EDが提案する範囲並びに会計処理及び表示には賛同できない。
3. 規制上の合意に基づき、規制料金（単価）を増額する権利（減額する義務）は、将来、財又はサービスを提供するか否か、及び提供するときの数量によってキャッシュ・フローが異なることになる、条件付きの権利（義務）である。条件付きの権利（義務）を資産（負債）として認識するにあたっては、一般に、①金融商品のよう、蓋然性の程度にかかわらずに資産（負債）を認識することとした上で、経済的便益の流入及び流出の蓋然性（結果の不確実性）を測定に織り込む方法と、②偶発資産（偶発負債）のように、経済的便益の流入又は流出の蓋然性の閾値を満たした場合にのみ資産（負債）を認識する方法がある。
4. 本EDは、規制上の合意に基づき、規制料金（単価）を増額する権利（減額する義務）について、経済的便益の流入又は流出の蓋然性の程度にかかわらず認識し、不確実性を測定に反映させるとしている（本ED BC126項）。したがって、不確実性に関する取扱いについて、上項における①の認識及び測定の方法を提案していると考えられる。
5. 本EDは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及び他のIFRS基準書を適用して提供する情報を補足することを目的とする（本ED BC30項）ものであるとしている。我々は、補足をする情報に適用されるIFRS基準書との整合性の観点から、本コメント・レターの第3項における②の認識及び測定が適切であると考えており、

これを前提に本 ED で提案されている主に範囲並びに会計処理及び表示についてコメントを行う。

6. なお、次項より詳述するとおり、我々は本 ED が提案する範囲より限定した範囲の取引について、財務諸表本表に認識することを提案している。しかし、一部の委員からは、以下の理由により、料金規制に関する問題は、規制資産や規制負債を財務諸表本表で認識及び表示するのではなく、開示を充実させることで対応すべきとの見解が聞かれている。

- (1) 各法域において様々な規制が存在し、また、自由化の進展状況が異なるために、料金規制影響にはグローバルで様々なものが存在する。この状況下では、料金規制活動のうち認識するものと認識しないものに区分する方法、及び、認識する場合に会計処理についてグローバル・ベースで整合性を確保する方法など難しい論点があり、会計処理の開発が困難である。

- (2) 料金規制対象企業だけについて、将来の規制料金（単価）を増額する権利（又は減額する義務）を財務諸表に反映させることは適切ではない。なぜなら、料金規制対象外の企業も、料金規制からは発生しないが、将来の価格（単価）を増額する同様の権利（又は減額する同様の義務）を有することがあるからである。

範囲について

7. 本 ED は、企業が規制上の合意の一方の当事者であり、規制上の合意が規制料金を決定する場合に、本 ED の範囲に含まれることを提案している（本 ED 第 6 項）。我々は、この提案では、範囲に含まれるか否かの判定が困難になる可能性があるため、以下の明確化が必要であると考える。

(1) 対象となる取引の特徴について

8. まず、本 ED で使われている規制上の合意（agreement）という用語に代えて、規制上の枠組み（framework）という用語を使用し、本 ED は規制上の枠組みから生じる企業の権利及び義務を対象とすると規定することを提案する。その上で、規制上の枠組みには、企業と規制機関との間の契約や、法律や規制の対象となる行為を行うことで適用になる法律や規制が含まれると規定することを提案する。「合意」は、複数の当事者を前提としているが、本 ED も認めているように、規制機関が存在しない場合もあるため、「枠組み」の方が適切である¹。

¹ 我々は「規制上の枠組み」へ変更することを提案するが、本コメント・レターにおいては、読み易さを考慮して、「規制上の合意」という用語を引き続き使用することとする。

9. 次に、規制上の合意の影響がある顧客及び取引の特徴を明記することによって、IFRS 第 15 号に加え、本 ED の対象となる取引を明確にすることを提案する。

詳細は、本コメント・レター別紙の第 5 項を参照していただきたい。

(2) 会計処理単位について

10. 本 ED は、個々の時点差異のそれぞれから生じた権利又は義務を別個の会計処理単位として会計処理することを提案している（本 ED24 項）。我々は、これが、規制上の合意において、将来の料金を調整するトリガーになるものとして規定されている要因別に会計処理するものであると理解しており、その旨を明確化すべきであると考える。また、会計処理単位は、本 ED では認識に関する定め直前に記載されているが、我々は、この単位は範囲の判定においても考慮すべきであり、したがって、範囲の定めを含めて記載することを提案する。

(3) 対象となる取引からの経済的便益の流入又は流出の蓋然性について

11. 範囲が必ずしも明確でなく、かつ、認識の提案において経済的便益の流入又は流出の蓋然性に関する制限を設けていないため、本 ED の提案によった場合、結果的に蓋然性の低い項目を財務諸表に認識する可能性がある。
12. このため、我々は、経済的便益の流入又は流出の蓋然性が高いもののみが認識されることになるよう、以下の要件を設けることを提案する。
 - (1) 売上が想定よりも少なかった（多かった）又は売上原価が想定よりも多かった（少なかった）（若しくはその両方）場合に、規制上の合意に基づいて将来の規制料金が増額（減額）される蓋然性が十分に高いこと。本要件は、本 ED では認識における規制資産及び規制負債の存在の要件として記載されているが、我々は、これを範囲の要件とすることを提案する。
 - (2) 将来の規制料金が増額（減額）された場合に、規制対象の財又はサービスについて、規制資産の回収及び規制負債の履行が見込まれるほどに十分な需要が存在する（十分な需要が存在するかどうかの判断には、将来、価格を調整したことによる需要への影響も考慮する）こと。

会計処理及び表示について

13. 我々が提案する範囲に含まれる規制資産及び規制負債については、次のような会計処理及び表示をすべきと考える。

(1) 資産について

14. 規制料金（単価）を増額する権利から生じる規制資産は、通常、売上が想定よりも少なかった又は売上原価が想定よりも多かった（若しくはその両方）場合に認識される。規制資産は、実際に発生した売上原価の超過に起因して生じるものであり、まだ発生していない売上からは生じない。
15. 将来の規制料金を増額する権利の測定については、本 ED が補足することを目的としている IFRS 第 15 号の他、IAS 第 36 号「資産の減損」における測定との整合性により、発生した売上原価の超過額のうち、将来の規制料金の増額により経済的便益の流入が見込まれる金額について、顧客集団の将来の需要リスク及び回収リスクを考慮し、最善の見積りを行うべきである。
16. 資産の回収が長期にわたる場合には、貨幣の時間価値を調整する必要があるが、その際に使用する割引率は、本 ED が提案する規制料金算定利率ではなく、IAS 第 36 号における割引率のような、貨幣の時間価値と資産に固有のリスク（需要リスク及び回収リスク）の現在の市場評価を反映した利率によるべきである。IAS 第 36 号に記載のとおり、割引率には、将来キャッシュ・フローの見積りが修正されているリスクを反映してはならない。そうでないと、いくつかのリスクの影響が二重計算されることになる。
17. ただし、規制上の合意において回収できる旨及びその範囲のみが定められているものの、回収の時期が特定できない場合には、割引を行わないことを提案する。また、回収までの期間が 1 年以内の場合には、割引を行わないことを選択できる便法を提供すべきであると考える。
18. 我々の提案に基づき規制資産を認識する場合、我々は、規制資産の発生は通常、売上原価の超過に起因するものであると考えられるため、その変動（規制資産の割引の巻戻しから生じる変動を含む。）は、本 ED が提案するように収益の調整としてではなく、売上原価の調整として会計処理すべきであると考える。このとき、売上原価を直接、加減算するのではなく、独立の科目として表示したうえで間接的に売上原価を加減算することを提案する。

詳細は、本コメント・レター別紙の第 11 項から第 16 項並びに第 28 項及び第 29 項を参照していただきたい。

(2) 負債について

19. 規制料金（単価）を減額する義務から生じる規制負債は、通常、売上が想定よりも多かった又は売上原価が想定よりも少なかった（若しくはその両方）場合に認識される。規制負債は、顧客との契約から実際に発生した売上の超過に起因して生じるものであり、まだ発生していないコストからは生じない。
20. 将来の規制料金を減額する義務の測定については、本 ED が補足することを目的としている IFRS 第 15 号の他、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」における測定との整合性により、発生した売上のうち、将来の規制料金の減額により経済的便益の流出が見込まれる金額について、顧客集団の将来の需要リスクを考慮し、最善の見積りを行うべきである。
21. 負債の履行が長期にわたる場合には、貨幣の時間価値を調整する必要があるが、その際に使用する割引率は、本 ED が提案する規制料金算定利率ではなく、IAS 第 37 号における割引率のような、貨幣の時間価値と負債に固有のリスク（需要リスク）の現在の市場評価を反映した利率によるべきである。割引率には、将来キャッシュ・フローの見積りが修正されているリスクを反映してはならない。そうでないと、いくつかのリスクの影響が二重計算されることになる。
22. ただし、規制上の合意において履行する旨及びその範囲のみが定められているものの、履行の時期が特定できない場合には、割引を行わないことを提案する。また、履行までの期間が 1 年以内の場合には、割引を行わないことを選択できる便法を提供すべきであると考えている。
23. 我々の提案に基づき規制負債を認識する場合、我々は、規制負債の発生は通常、売上の超過に起因するものであると考えられるため、その変動（規制負債の割引の巻戻しから生じる変動を含む。）は、本 ED が提案するように売上の調整として会計処理すべきであると考えている。このとき、売上を直接、加減算するのではなく、独立の科目として表示したうえで間接的に売上を加減算することを提案する。

詳細は、本コメント・レター別紙の第 17 項から第 21 項並びに第 30 項及び第 31 項を参照していただきたい。

会計基準のグローバルなコンバージェンスについて

24. 我々の法域の国内の会計基準は、規制資産及び規制負債を認識しないこととしているが、規制資産及び規制負債を認識する各法域における支配的な実務は、米国会計基準に基づくものであると理解している。また、米国会計基準の定めは、範囲を限

定していること²及び規制資産について実際に発生したコストを認識するという点において、本 ED の提案よりも、我々の提案する会計処理に近いものであると理解している。

25. 本 ED が確定した場合、従前、規制資産及び規制負債を認識してこなかった法域の企業だけでなく、規制資産及び規制負債を認識してきた法域の企業においても、実務の大きな変更となることが予想される。我々は、本 ED には問題が多く、導入することの便益がコストを上回るとは考えていない。IASB には、我々の提案や米国会計基準の定めを検討して、関係するすべての者にとって便益が多く負担の少ない基準を開発することを要請する。

結びに代えて

26. 個々の質問に係る我々のコメントについては、本コメント・レターの別紙を参照されたい。
27. 我々のコメントが IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦
企業会計基準委員会 委員長

² Topic 980-10-15-2

本 ED の個別質問に対するコメント

質問 1 — 目的及び範囲

本公開草案の第 1 項は、目的の案を示している。企業は、規制収益及び規制費用が企業の財務業績にどのように影響を与えるのか、並びに規制資産及び規制負債が企業の財政状態にどのように影響を与えるのかを忠実に表現する目的適合性のある情報を提供すべきである。

本公開草案の第 3 項は、企業は本基準書 [案] をすべての規制資産及びすべての規制負債に適用すべきであると提案している。規制資産及び規制負債が創出されるのは、ある期間に供給される財又はサービスに対する合計許容報酬の一部が、異なる期間（過去又は将来）に供給される財又はサービスに対する規制料金を通じて顧客に請求されることを決定する規制上の合意によってである³。本基準書 [案] は、規制上の合意によって創出される他の権利又は義務には適用されない。すなわち、企業はそうした他の権利又は義務の影響を会計処理するにあたっては、他の IFRS 基準書を引き続き適用することになる。

結論の根拠の BC78 項から BC86 項は、当審議会の提案の背景にある論拠を記述している。また、本公開草案が要求事項の範囲を限定せず、特定の法形式を有する規制上の合意又は特定の属性を有する規制機関が執行する規制上の合意のみに適用するようにはしていない理由も説明している。

- (a) 本公開草案の目的に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 本公開草案の範囲の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような範囲を提案するか、また、その理由は何か。
- (c) 本公開草案における提案は、規制上の合意が規制資産及び規制負債を生じさせるかどうかを企業が判定するのを可能とするのに十分なほど明確であることに同意するか。反対の場合、どのような追加の要求事項を提案するか、また、その理由は何か。
- (d) 本公開草案で提案している要求事項は、すべての規制上の合意に適用すべきであり、特定の法形式を有するもの又は特定の規制機関が執行するものだけに適用すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合

³ 規制上の合意とは、本公開草案において、顧客との契約において適用すべき規制料金を決定する 1 組の強制可能な権利及び義務として定義されている。

合、当審議会は規制上の合意がどのような形式を有すべきであるかを、どのように及びどのような理由で定めるべきか、また、規制機関をどのように及びどのような理由で定義すべきか。

- (e) 回答者が料金規制の対象とは考えていない活動に要求事項案が影響を与える状況を識別しているか。その場合、その状況を記述し、その影響に関して懸念を有しているかどうかを述べ、どのような懸念なのかを説明されたい。
- (f) 企業は、規制上の合意によって創出される資産又は負債のうち、規制資産及び規制負債以外のもの、並びにすでに IFRS 基準で認識することが要求又は許容されている他の資産及び負債（もしあれば）を認識すべきではないことに同意するか。

1. 次の理由により本 ED の提案に反対する。
2. 本 ED は、企業が規制上の合意の一方の当事者であり、規制上の合意が規制料金を決定する場合に、本 ED の範囲に含まれることを提案している（本 ED 第 6 項）。我々は、この提案では、範囲に含まれるか否かの判定が困難になる可能性があるため、以下の明確化が必要であると考えます。

対象となる取引の特徴について

3. まず、本 ED で使われている規制上の合意（agreement）という用語に代えて、規制上の枠組み（framework）という用語を使用し、本 ED は規制上の枠組みから生じる企業の権利及び義務を対象とすると規定することを提案する。その上で、規制上の枠組みには、企業と規制機関との間の契約や、法律や規制の対象となる行為を行うことで適用になる法律や規制が含まれると規定することを提案する。「合意」は、複数の当事者を前提としているが、本 ED も認めているように、規制機関が存在しない場合もあるため、「枠組み」の方が適切であると考え⁴。
4. また、規制上の合意の内容は、規制資産及び規制負債の存在の判断の拠り所となるために、客観的で十分に明確なものであるべきと考えます。この点、規制資産又は規制負債の存在要件を規定した本 ED 第 6 項だけでは範囲が明確ではなく、かつ、規制資産又は規制負債が存在しているかの判断の拠り所としている本 ED 第 27 項の例示は広すぎると考えます。

⁴ 我々は「規制上の枠組み」へ変更することを提案するが、本コメント・レターにおいては、読み易さを考慮して、「規制上の合意」という用語を引き続き使用することとする。

5. 次に、規制上の合意の影響がある顧客及び取引の特徴を明記することによって、IFRS 第 15 号に加え、本 ED の対象となる取引を明確にすることを提案する。我々は、本 ED の対象となる取引には、次のすべての特徴があると考えている。
- (1) 一定の地域に居住する等によって識別される顧客の集団が存在する。顧客の集団を構成する個々の顧客は、期間によって異なり得る。
 - (2) 顧客の集団に対して均一の財・サービスが継続的に提供され、均一の規制料金体系が適用される。規制料金体系は規制上の合意に基づいて決定され、期間によって異なり得る。
 - (3) ある期間の顧客の集団に対して発生した料金の過不足は、別の期間の顧客の集団に対して適用する料金によって調整されるように、期間ごとに均一の規制料金体系が設定され、この規制料金体系が顧客に強制される。

会計処理単位について

6. 本 ED は、個々の時点差異のそれぞれから生じた権利又は義務を別個の会計処理単位として会計処理することを提案している（本 ED24 項）。我々は、これが、規制上の合意において、将来の料金を調整するトリガーになるものとして規定されている要因別に会計処理するものであると理解しており、その旨を明確化すべきであると考え。また、会計処理単位は、本 ED では認識に関する定め直前に記載されているが、我々は、この単位は範囲の判定においても考慮すべきであり、したがって、範囲の定めを含めて記載することを提案する。

対象となる取引からの経済的便益の流入又は流出の蓋然性について

7. 範囲が必ずしも明確でなく、かつ、認識の提案において経済的便益の流入又は流出の蓋然性に関する制限を設けていないため、本 ED の提案によった場合、結果的に蓋然性の低い項目を財務諸表に認識する可能性がある。
8. このため、我々は、経済的便益の流入又は流出の蓋然性が高いもののみが認識されることになるよう、以下の要件を設けることを提案する。
- (1) 売上が想定よりも少なかった（多かった）又は売上原価が想定よりも多かった（少なかった）（若しくはその両方）場合に、規制上の合意に基づいて将来の規制料金が増額（減額）される蓋然性が十分に高いこと。本要件は、本 ED では認識における規制資産及び規制負債の存在の要件として記載されているが、我々は、これを範囲の要件とすることを提案する。

(2) 将来の規制料金が増額（減額）された場合に、規制対象の財又はサービスについて、規制資産の回収及び規制負債の履行が見込まれるほどに十分な需要が存在する（十分な需要が存在するかどうかの判断には、将来、価格を調整したことによる需要への影響も考慮する）。

9. 前項の提案は、会計基準の範囲に含まれる料金規制を限定することになる。この限定によって、蓋然性の高いものだけを認識する（換言すれば、蓋然性の低いものを認識しない）ことで典型的な料金規制が対象となり、そのような料金規制の対象となる企業が提供する財務情報の有用性が高まるというメリットがある。一方、蓋然性の制約を除けば対象となっていたであろう料金規制が対象外となってしまうというデメリットがある。範囲を限定することは、このようなトレード・オフを発生させるが、我々は、範囲を限定するメリットの方がデメリットより大きいと考えている。

質問 2 — 規制資産及び規制負債

本公開草案は、規制資産の定義を、すでに供給した財又はサービスに対する合計許容報酬の一部が将来の収益に含められることにより、将来の期間に顧客に請求する規制料金の決定にあたり金額を加算するという、規制上の合意によって創出された強制可能な現在の権利と定義している。

本公開草案は、規制負債の定義を、すでに認識した収益が将来に供給される財又はサービスに対する合計許容報酬の一部を提供する金額を含んでいることにより、将来の期間に顧客に請求する規制料金の決定にあたり金額を減算するという、規制上の合意によって創出された強制可能な現在の義務と定義している。

結論の根拠の BC36 項から BC62 項は、規制資産及び規制負債とはどのようなものか及び企業がそれらを区分して会計処理することを当審議会が提案している理由について論じている。

(a) 定義案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

(b) 定義案は、財又はサービスに対する合計許容報酬に言及している。合計許容報酬には、算入可能費用の回収及び利益部分が含まれる（結論の根拠の BC87 項から BC113 項）。この考え方は、規制料金の影響についての一部の現在の会計処理アプローチの根底にある考え方と異なっている。それらは原価の繰延べに焦点

を当てており、利益部分を伴わない場合がある（結論の根拠の BC224 項及び BC233 項から BC244 項）。算入可能費用の回収と利益部分の両方を含む合計許容報酬に焦点を当てることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(c) 規制資産及び規制負債が「財務報告に関する概念フレームワーク」の中の資産及び負債の定義を満たすことに同意するか（BC37 項から BC47 項）。賛成又は反対の理由は何か。

(d) 企業は規制資産及び規制負債を残りの規制上の合意と区別して会計処理すべきであることに同意するか（BC58 項から BC62 項）。賛成又は反対の理由は何か。

(e) 提案している定義により、認識すると財務諸表利用者に有用でない情報を提供するような規制資産又は規制負債が認識される結果となる状況を識別しているか。

10. 本 ED における提案には反対する。我々が提案する範囲に含まれる規制資産及び規制負債については、次のように会計処理すべきと考える。

資産について

11. 規制料金（単価）を増額する権利から生じる規制資産は、通常、売上が想定よりも少なかった又は売上原価が想定よりも多かった（若しくはその両方）場合に認識される。

12. 規制資産は、実際に発生した売上原価の超過に起因して生じるものであり、まだ発生していない売上からは生じない。規制料金を増額する権利は、すでに提供した財又はサービスに起因して規制上の合意に基づき生じるものではあるが、すでに提供した財又はサービスの対価を構成しているわけではなく、売上は発生していない。すなわち、この権利は、すでに提供した財又はサービスの売上原価の超過をトリガーとして生じるものである。

13. 将来の規制料金を増額する権利の測定については、本 ED が補足することを目的としている IFRS 第 15 号の他、IAS 第 36 号「資産の減損」における測定との整合性により、発生した売上原価の超過額のうち、将来の規制料金の増額により経済的便益の流入が見込まれる金額について、顧客集団の将来の需要リスク及び回収リスクを考慮し、最善の見積りを行うべきである。

14. 資産の回収が長期にわたる場合には、貨幣の時間価値を調整する必要があるが、その際に使用する割引率は、本 ED が提案する規制料金算定利率ではなく、IAS 第 36 号における割引率のような、貨幣の時間価値と資産に固有のリスク（需要リスク及

び回収リスク)の現在の市場評価を反映した利率によるべきである。IAS 第 36 号に記載のとおり、割引率には、将来キャッシュ・フローの見積りが修正されているリスクを反映してはならない。そうでないと、いくつかのリスクの影響が二重計算されることになる。

15. ただし、規制上の合意において回収できる旨及びその範囲のみが定められているものの、回収の時期が特定できない場合には、割引を行わないことを提案する。また、回収までの期間が 1 年以内の場合には、割引を行わないことを選択できる便法を提供すべきであると考えます。
16. なお、一定の要件を満たす発生済みのコストを資産化することを要求する米国基準では、割引は要求していないが、我々の提案においては、将来の回収額を認識することを提案しており、原則として割引を行うことを提案することとしている。

負債について

17. 規制料金(単価)を減額する義務から生じる規制負債は、通常、売上が想定よりも多かった又は売上原価が想定よりも少なかった(若しくはその両方)場合に認識される。
18. 規制負債は、顧客との契約から実際に発生した売上の超過に起因して生じるものであり、まだ発生していないコストからは生じない。規制料金を減額する義務は、顧客との契約から生じた収益の一部を将来において返金する義務である。
19. 将来の規制料金を減額する義務の測定については、本 ED が補足することを目的としている IFRS 第 15 号の他、IAS 第 37 号における測定との整合性により、発生した売上のうち、将来の規制料金の減額により経済的便益の流出が見込まれる金額について、顧客集団の将来の需要を考慮し、最善の見積りを行うべきである。
20. 負債の履行が長期にわたる場合には、貨幣の時間価値を調整する必要があるが、その際に使用する割引率は、本 ED が提案する規制料金算定利率ではなく、IAS 第 37 号における割引率のような、貨幣の時間価値と負債に固有のリスク(需要リスク)の現在の市場評価を反映した利率によるべきである。割引率には、将来キャッシュ・フローの見積りが修正されているリスクを反映してはならない。そうでないと、いくつかのリスクの影響が二重計算されることになる。
21. ただし、規制上の合意において履行する旨及びその範囲のみが定められているものの、履行の時期が特定できない場合には、割引を行わないことを提案する。また、

履行までの期間が1年以内の場合には、割引を行わないことを選択できる便法を提供すべきであるとする。

質問3 — 合計許容報酬

本公開草案のB3項からB27項は、ある期間に顧客に請求する規制料金の決定にあたり含める（したがって、当該期間に認識する収益に含める）合計許容報酬の構成要素が関係する財又はサービスは、同じ期間に供給されるものなのか、異なる期間に供給されるものなのかを、企業がどのように判定するのかを示している。結論の根拠のBC87項からBC113項は、当審議会の提案の背景にある論拠を説明している。

- (a) 規制上の合意が次のものを提供する場合に、ある期間に供給した財又はサービスに対する合計許容報酬を企業がどのように決定するのかに関するガイダンス案に同意するか。
 - (i) あるベース（規制上の資本ベースなど）にリターン率を適用することによって計算した規制リターン（B13項からB14項及びBC92項からBC95項）
 - (ii) まだ利用可能となっていない資産に関する残高に対する規制リターン（B15項及びBC96項からBC100項）
 - (iii) 履行インセンティブ（B16項からB20項及びBC101項からBC110項）
- (b) 質問3(a)で挙げていない合計許容報酬のすべての構成要素を扱う方法について、B3項からB27項のガイダンス案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。
- (c) 当審議会は、合計許容報酬の概念の適用方法について追加のガイダンスを提供すべきか。その場合、どのようなガイダンスが必要か、また、その理由は何か。

22. 我々は、本EDが提案する規制資産及び規制負債の変動のすべてについて収益を調整する会計モデルに反対であるが、仮に同会計モデルが適用される場合は、質問3(a)(ii)「まだ利用可能となっていない資産に関する残高に対する規制リターン」については、他の規制リターンと同様に、規制上の合意により、当該リターンを加算する権利を与えられている期間に合計許容報酬の一部として取り扱うように修正が必要と考える。理由は以下のとおりである。

- (1) 規制リターンは、まだ使用可能となっていない資産に係る残高に対する規制リターンを含め、それをある期に請求したからといって異なる期にその一部を返還する必要が生じるという性質のものではない。したがって、企業がそれを請求する権利を与えられた期の合計許容報酬として処理する（したがって、事後に規制収益又は規制費用で調整を行わない）方が、規制の実態をより適切に反映させることになると考えられる。
- (2) また、規制リターンが資金調達コストの回収という面から考えると、規制上の合意で稼働前から規制料金を通じた回収を認めているのであれば、会計としてはその通りに処理をする（規制勘定での調整は行わない）のが実態を忠実に表していると考えられる。
- (3) 規制リターンの対象となる資産は複数の資産から構成されることが多く、その場合に、使用可能となっていない資産だけを別途に取り扱うことは実務的に煩雑となる。

質問 4 — 認識

本公開草案の第 25 項から第 28 項は、次のことを提案している。

- 企業はすべての規制資産及び規制負債を認識する。
- 規制資産又は規制負債が存在するかどうか不確実である場合には、企業は存在する可能性の方が高いときに当該規制資産又は規制負債を認識すべきである。たとえ規制資産又は規制負債が最終的にキャッシュ・インフロー又はキャッシュ・アウトフローを生じさせるかどうか不確実な場合であっても、当該資産又は負債が存在することが確実である可能性がある。結果の不確実性は測定において扱われる（質問 5）。

結論の根拠の BC122 項から BC129 項は、当審議会の提案の背景にある論拠を記述している。

- (a) 企業はすべての規制資産及び規制負債を認識すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 「存在する可能性の方が高い」という認識の閾値を、規制資産又は規制負債が存在するかどうか不確実である場合に適用すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような認識の閾値を提案するか、また、

その理由は何か。

23. 本 ED における提案に反対する。我々の見解は質問 1 に示している。

質問 5 — 測定

本公開草案の第 29 項は、測定基礎を定めている。本公開草案の第 29 項から第 45 項は、企業が規制資産及び規制負債を将来キャッシュ・フローの更新した見積りを使用して修正した歴史的原価で測定することを提案している。企業は、当該測定基礎をキャッシュ・フローに基づく測定技法を適用することによって適用する。当該技法は、将来キャッシュ・フロー（規制料金算定金利から生じる将来キャッシュ・フローを含む）の見積り及び各報告期間の末日現在で存在する状況を反映するための当該見積りの同日現在での更新を伴う。将来キャッシュ・フローは割り引くこととなる（大半の場合は規制料金算定利率で—質問 6 参照）。結論の根拠の BC130 項から BC158 項は、当審議会の提案の背景にある論拠を記述している。

- (a) 提案している測定基礎に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような基礎を提案するか、また、その理由は何か。
- (b) 提案しているキャッシュ・フローに基づく測定技法に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような技法を提案するか、また、その理由は何か。

規制資産又は規制負債から生じるキャッシュ・フローが不確実である場合、本公開草案は、企業が当該キャッシュ・フローを 2 つの方法（「最頻値」方式又は「期待値」方式）のうちキャッシュ・フローをより適切に予測する方を適用して見積ることを提案している。企業は選択した方法を当初認識から回収又は履行まで一貫して適用すべきである。結論の根拠の BC136 項から BC139 項は、当審議会の提案の背景にある論拠を記述している。

- (c) この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

24. 我々の見解は質問 2 に示している。

質問 6 — 割引率

本公開草案の第 46 項から第 49 項は、企業が規制資産及び規制負債を測定するにあたり使用した見積将来キャッシュ・フローを割り引くことを提案している。特定の状況を除き、割引率は規制上の合意が定めている規制料金算定利率となる。結論の根拠の BC159 項から BC166 項は、当審議会の提案の背景にある論拠を記述している。

- (a) これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

本公開草案の第 50 項から第 53 項は、規制資産について定められている規制料金算定利率が企業に対して補償するのに不十分である場合には、企業が最低限の利率を見積り、この率を使用して見積将来キャッシュ・フローを割り引くという要求事項の提案を示している。当審議会は、規制負債については同様の要求を提案していない。規制負債については、企業は規制料金算定利率をすべての状況で割引率として使用することになる。結論の根拠の BC167 項から BC170 項は、当審議会の提案の背景にある論拠を記述している。

- (b) 規制資産について定められている規制料金算定利率が不十分である場合についての要求事項の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 規制料金算定利率ではない割引率を使用することが適切となる他の状況を識別しているか。その場合、その状況を記述し、どのような割引率を提案するのかを述べ、それが規制料金算定利率よりも適切な割引率となる理由を説明されたい。

本公開草案の第 54 項は、規制上の合意が、連続する各期間において一連の異なる規制料金算定利率を適用することによって規制料金算定金利を不均等に定めている場合を扱っている。企業はそれらの金利を規制資産又は規制負債の存続期間にわたり使用するための単一の割引率に換算すべきであると提案している。

- (d) この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

25. 本 ED における提案に反対する。我々の見解は質問 2 に示している。

質問 7 — 関連する現金の授受が行われる時にのみ規制料金に影響を与える項目

場合によっては、規制上の合意が、ある費用又は収益の項目について、企業が当該項目を財務諸表に収益又は費用として認識した時ではなく、企業が関連する現金を授受する時点又はその直後にのみ、当該項目を当該期間の規制料金の決定にあたり含めることがある。本公開草案の第 59 項から第 66 項は、そのような場合に、結果として生じる規制資産又は規制負債の測定を、関連する負債又は関連する資産を IFRS 基準を適用して測定するにあたり企業が使用する測定基礎を使用して行うことを提案している。企業は当該測定を、規制資産又は規制負債には存在するが関連する負債又は関連する資産には存在しない不確実性を反映するように修正する。結論の根拠の BC174 項から BC177 項は、当審議会の提案の背景にある論拠を記述している。

- (a) 費用又は収益の項目が関連する現金が授受される時にのみ規制料金に影響を与える場合の測定の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

これらの測定の提案が適用されて、関連する負債又は関連する資産をその他の包括利益を通じて再測定することから規制収益又は規制費用が生じる場合に、本公開草案の第 69 項は、企業が結果として生じる規制収益又は規制費用もその他の包括利益に表示することを提案している。結論の根拠の BC183 項から BC186 項は、当審議会の提案の背景にある論拠を記述している。

- (b) この場合に規制収益又は規制費用をその他の包括利益に表示する提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

26. 我々の見解は質問 2 に示している。本 ED のモデルと我々の提案とでは、割引率の前提が異なるため、本質問に対する回答は差し控える。

質問 8 — 財務業績の計算書における表示

本公開草案の第 67 項は、企業がすべての規制収益からすべての規制費用を控除した金額を独立の科目として収益のすぐ下に表示することを提案している。第 68 項は、規制収益には規制金利収益を含め、規制費用には規制金利費用を含めることを提案している。結論の根拠の BC178 項から BC182 項は、当審議会の提案の背景にある論拠を記述している。

- (a) 企業はすべての規制収益からすべての規制費用を控除した金額を独立の科目として収益のすぐ下に表示すべきである（質問 7(b)に記述したケースは除く）ことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。
- (b) 規制金利収益及び規制金利費用を収益のすぐ下の科目の中を含める提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

27. 本 ED における提案には反対する。我々が提案する範囲に含まれる規制資産及び規制負債については、次のように表示すべきと考える。

資産について

28. 我々の提案に基づき規制資産を認識する場合、我々は、規制資産の発生は通常、売上原価の超過に起因するものであると考えられるため、その変動（規制資産の割引の巻戻しから生じる変動を含む。）は、本 ED が提案するように収益の調整としてではなく、売上原価の調整として会計処理すべきであると考えます。
29. なお、当該資産の変動は、他の IFRS 基準書に従って認識された費用について、規制上の合意に基づいて将来流入する便益の予想額を補足情報として認識するものであるため、売上原価を直接、加減算するのではなく、独立の科目として表示したうえで間接的に売上原価を加減算することを提案する。

負債について

30. 我々の提案に基づき規制負債を認識する場合、我々は、規制負債の発生は通常、売上の超過に起因するものであると考えられるため、その変動（規制負債の割引の巻戻しから生じる変動を含む。）は、本 ED が提案するように売上の調整として会計処理すべきであると考えます。
31. なお、当該負債の変動は、IFRS 第 15 号に従って認識された収益について、規制上の合意に基づいて将来流出する便益の予想額を補足情報として認識するものであるため、発生している売上を直接、加減算するのではなく、独立の科目として表示したうえで間接的に売上を加減算することを提案する。

質問 9 — 開示

本公開草案の第 72 項は、開示要求の全体的な目的の提案を記述している。その目的は、企業の規制収益、規制費用、規制資産及び規制負債に関する情報に焦点を当てており、その理由は結論の根拠の BC187 項から BC202 項で説明している。当審議会は、規制上の合意の性質、それに関連したリスク及びそれが企業の財務業績、財政状態又はキャッシュ・フローに与える影響に関する情報を財務諸表利用者に適用するという、より幅広い目的は提案していない。

- (a) 全体的な開示目的は、企業の規制収益、規制費用、規制資産及び規制負債に関する情報に焦点を当てるべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような焦点を提案するか、また、その理由は何か。
- (b) 全体的な開示目的の提案について他にコメントがあるか。

本公開草案の第 77 項から第 83 項は、具体的な開示目的及び開示要求についての当審議会の提案を示している。

- (c) これらの提案についてコメントはあるか。他の開示を要求すべきか。その場合、そうした他の開示を要求することが、提案している開示目的を企業がより良く満たすことにどのように役立つか。
- (d) 提案している全体的な及び具体的な開示目的並びに開示要求は、作成者、監査人、規制当局及び執行機関が、開示されている情報が当該目的を満たすために十分であるかどうかを評価することを可能にする方法で表現されているか。

32. 我々の見解は質問 8 に示している。

質問 10 — 発効日及び経過措置

本公開草案の付録 C は、経過措置の提案を記述している。結論の根拠の BC203 項から BC213 項は、当審議会の提案の背景にある論拠を記述している。

- (a) これらの提案に同意するか。
- (b) 当審議会在基準の発効日を設定するにあたり考慮することを望むコメントはあるか。

33. 我々は本 ED が提案する、規制資産及び規制負債の変動のすべてについて収益を調整する会計モデルに反対であるため、回答を差し控える。

質問 11 — 他の IFRS 基準書

本公開草案の B41 項から B47 項は、提案している要求事項が他の IFRS 基準書の要求事項とどのような相互関係があるのかに関するガイダンスを提案している。本公開草案の付録 D は他の IFRS 基準書の修正を提案している。結論の根拠の BC252 項から BC266 項は、当審議会の提案の背景にある論拠を記述している。

- (a) これらの提案についてコメントはあるか。当審議会は、本公開草案で提案している要求事項が他の IFRS 基準書とどのような相互関係があるのかに関する追加のガイダンスを提供すべきか。その場合、何が必要か、また、その理由は何か。
- (b) 他の IFRS 基準書の修正案について何かコメントはあるか。

34. 我々は本 ED が提案する、規制資産及び規制負債の変動のすべてについて収益を調整する会計モデルに反対であるため、回答を差し控える。

質問 12 — 提案により生じる可能性の高い影響

結論の根拠の BC214 項から BC251 項は、当審議会の提案の適用により生じる可能性の高い影響についての当審議会の分析を示している。

- (a) BC222 項から BC244 項は、提案の適用が、財務諸表で報告される情報及び財務報告の質に与える可能性の高い影響についての当審議会の分析を示している。この分析に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、分析のどの側面に反対なのか、また、その理由は何か。
- (b) BC245 項から BC250 項は、提案の適用により生じる可能性が高いコストについての当審議会の分析を示している。この分析に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、分析のどの側面に反対なのか、また、その理由は何か。
- (c) 提案の適用で生じる可能性の高い便益が提案の適用で生じる可能性の高いコストを上回るかどうかを当審議会がどのように評価すべきか、又は可能性の高い影響を分析するにあたり当審議会が考慮すべき他の要因について、他にコメントはあるか。

35. 我々は本 ED が提案する、規制資産及び規制負債の変動のすべてについて収益を調整する会計モデルに反対であるため、回答を差し控える。

質問 13 — その他のコメント

本公開草案における提案又は本公開草案に付属する設例について、他にコメントはあるか。

36. 我々の法域の国内の会計基準は、規制資産及び規制負債を認識しないこととしているが、規制資産及び規制負債を認識する各法域における支配的な実務は、米国会計基準に基づくものであると理解している。また、米国会計基準の定めは、範囲を限定していること及び規制資産について実際に発生したコストを認識するという点において、本 ED の提案よりも、我々の提案する会計処理に近いものであると理解している。
37. 本 ED が確定した場合、従前、規制資産及び規制負債を認識してこなかった法域の企業だけでなく、規制資産及び規制負債を認識してきた法域の企業においても、実務の大きな変更となることが予想される。我々は、本 ED には問題が多く、導入することの便益がコストを上回るとは考えていない。IASB には、我々の提案や米国会計基準の定めを検討して、関係するすべての者にとって便益が多く負担の少ない基準を開発することを要請する。

以 上